



平成20年8月14日

各 位

会 社 名	株式会社SRAホールディングス
代表者の役職名	代表取締役社長 鹿 島 亨 (コード番号 3817 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先	管理本部企画総務部長 淡路英行
T E L	03-5979-2666

### ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、平成20年6月26日開催の当社第18回定時株主総会で承認されました、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権の内容について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループは、平成21年3月期から平成23年3月期までを対象期間とする新中期経営計画を策定し、その達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的として、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対し、中期経営計画連動型のストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。意欲や志気を高める目的から、新株予約権の対価は無償とする必要があります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役（3名、70個）、従業員（5名、31個）、及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員（69名、456個）、合計77名に557個の新株予約権を割り当てる。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式111,400株（新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 200株）

##### (3) 新株予約権の総数 557個

##### (4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

金銭の払込みを要しない。

##### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という）に新株予約権1個の目的である株式の数に乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

##### (6) 新株予約権の権利行使期間

平成23年7月1日から平成25年6月30日までとする。

- (7) 新株予約権の行使の条件
- I. 新株予約権者は、当社第 21 期（平成 23 年 3 月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が 65 億円以上（以下「行使基準目標値」という）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
  - II. 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、従業員または当社子会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
  - III. 新株予約権の相続は認めない。
  - IV. その他の条件については、平成 20 年 6 月 26 日開催の当社第 18 回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
- I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - II. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 I. 記載の資本金等増加限度額から上記 I. に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (9) 新株予約権の取得に関する条項
- 後記の、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イないしホに定める行為をする場合における相手方当事者の同意が得られなかった場合、当社は、本新株予約権全部を無償にて取得し消却することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (11) 組織再編行為時における新株予約権交付の取扱い
- 当社が会社法第 236 条第 1 項第 8 号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。
- なお、交付される存続会社等の新株予約権の目的たる株式の数および払込金額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。
- (12) 新株予約権の割当日
- 平成 20 年 8 月 21 日
- (13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
- 新株予約権証券は、対象者の請求あるときに限り発行する。ただし、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」において、対象者は新株予約権証券の発行請求権を放棄し、当社に対してその発行を請求しないことを定めることができる。

以 上